

広島市P T A協議会 表彰弔慰規程

第 1 条 広島市P T A協議会会則第17条により、表彰並びに弔慰規程を次のとおり定める。

(表 彰)

第 2 条 表彰状は、P T Aの模範となる活動をし、その成果を収めた団体、個人及び善行児童・生徒に対して広島市P T A協議会会長が授与する。

2 表彰は、役員会において選考し、本会の定例総会または適当な機会に表彰状を贈り、副賞を贈呈することができる。

(1) 団体表彰

(ア) 各区P連から推薦された団体を対象にして行う。

(イ) 表彰基準は、別表①のとおりとする。

(ウ) 原則として毎年小学校5校以内、中学校3校以内とする。

(2) 個人表彰

(ア) 選考の対象者は、次の者とする。

① 各区P連から推薦された者

② 役員会において適当と認められた者

(イ) 表彰基準は、別表②のとおりとする。

(3) 善行児童・生徒表彰については次のとおりとする。

(ア) 継続善行

単に学業成績によるのではなく、学内外で、児童、生徒、教師、社会も篤行として認めるような、継続的、具体的な善行のあった児童・生徒及びその集団について当該卒業予定年度に行う。(集団の場合に、一部の者が卒業予定年度でない者も含む)

(イ) 特別善行

行動が全市民的な立場で特別に表彰されるべきものと認められる児童・生徒及びその集団について行う。

(ウ) 推薦された児童・生徒及び団体については、その都度協議する。

(4) その他表彰を必要とする事例が生じた場合は、役員会の議を経て決定する。

(感謝状)

第 3 条 感謝状は、次の各号に該当する個人に対して広島市P T A協議会が贈呈する。

(1) 本会役員・常任理事・理事が退任した場合、本会定例総会において感謝状を贈るとともに、広島市教育委員会に感謝状の授与の申請をする。

(2) 単位P T Aの会長が退任した場合は、本会定例総会において感謝状を贈る。

(3) 本市小・中学校の教職員及び学校医(内科・耳鼻咽喉科・眼科)・学校歯科医・学校薬剤師の内、永年勤続した者については、次の基準により感謝状を贈る。

教職員20年以上の退職者 学校医・学校歯科医・学校薬剤師25年

(甲 慰)

第4条 弔慰については、次のとおりとする。

(1) 災害見舞

本会役職員の不慮の災害，学校の災害並びにその職員，児童，生徒の集团的災害等に対し，状況規模に応じた見舞いをおくる。

(2) 病氣見舞

本会の役員，常任理事・理事の1か月以上の入院の場合は見舞金をおくることができる。但し，見舞金の額については役員会において協議決定する。

(3) 死亡の場合は次のとおりとする。

	香典	供花	弔電
1 役員・常任理事・理事	○	○	○
2 単P会長	○	○	○
3 学校長	○	○	○
4 顧問	○	○	○
5 その他			

注1 香典の額は会長及び副会長が協議決定する。

注2 その他については会長，副会長が協議決定する。

第5条 第2条第2項(1)，(2)の別表及び第4条(3)の表については，役員会の決議により改正することができる。

(附 則)

- 1 この規則は，平成元年4月1日から施行する。
- 2 平成元年6月10日第5条改正，同日施行する。
- 3 平成6年1月24日一部改正，平成6年度定例総会の日から施行する。
- 4 平成10年4月15日一部改正，同日施行する。
- 5 平成11年3月2日一部改正，同日施行する。(第4条の(3))
- 6 平成11年3月26日一部改正，同日施行する。(第2条・第3条・第3条の(3))
- 7 平成27年10月26日一部改正，同日施行する。(第2条の(3))

[表彰弔慰規程 別表①]

団 体 表 彰 基 準
<ol style="list-style-type: none">1. 学校後援費が徴収されていないこと。2. 組織が充実しており，組織活動が活発であること。3. P T A活動が活発であること。 学校P T A活動が活発か 学年P T A活動が活発か 地域活動が活発か 学習するP T Aであるか 行動するP T Aであるか 学校，家庭，地域との連携が保たれているか4. 運営面において，PがTに依存していないこと。5. 市P協や連合体の事業に協力的であること。（全市的立場で活動していること） 研修会に積極的に参加しているかどうか 市P協・連合体の組織活動に協力しているかどうか 各区で指導性を発揮しているかどうか その他，全市的立場で活動しているか

[表彰弔慰規程 別表②]

個 人 表 彰 基 準
<p>単位P T A，区P連又は市P協において，原則として3年以上会員又は役員として，各分野においてその活動の振興に顕著な功績のある者を表彰する。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 組織の整備・充実，運営面の改善に関すること。2. 児童，生徒の校外指導や地域の教育環境の改善に関すること。3. 成人教育に関する諸活動の振興に関すること。4. その他

(附 則)

この基準は，平成元年4月1日から適用する。

平成6年1月24日一部改正，平成6年度定例総会から施行する。